

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

管理的立場にある女性の割合は、近年緩やかな上昇傾向にあるものの、国際的に見れば低い水準であります。その為、女性活躍の推進が重要となります。

また、組合自身にとっても、採用や人材育成に多大なコストを投じた女性職員が能力を高めつつ継続就業できる職場環境にしていくことは、人材の確保・定着や職員のモチベーションの向上等、多岐にわたり大きなメリットがあります。

女性活躍を実現する為、次のように女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定します。

1.一般事業主行動計画（女性活躍推進法）の概要

【目標】

管理職（代理級以上）に占める女性労働者の割合を 20%以上にする。

【取組内容】

- ◆令和4年4月～ 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた広報
- ◆令和4年6月～ 女性職員に対する育成・評価について上司のヒアリング
- ◆令和5年6月～ 女性職員に対するアンケート等による研修ニーズの把握

【計画期間】

令和4年4月1日～令和9年3月31日

2.女性の活躍に関する情報公表について

- ・管理職に占める女性労働者の割合・・・15.7%

(担当部署：総務部)

以 上